令和８年（フ）第１３８１号
千葉県習志野市袖ケ浦５丁目６番10号
債務者　鳥光　　功
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３８４号
千葉県市川市中山４丁目15番10号　（ハイツナリタ202）
債務者　千葉　美穂
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３８６号
千葉市花見川区畑町522番地２　サポートヴィラさつきが丘
債務者　林　　仁之
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３９３号
千葉市花見川区花園町1568番地３　アインス花園302号
債務者　財前　徹也
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３９９号
千葉県市原市五井5418番地３　パステル五井201
債務者　廣野　光洋
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４００号
千葉県市原市五井5418番地３　パステル五井201
債務者　廣野　上子
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４１７号
千葉市中央区稲荷町１丁目12番３号　サンウィング稲荷町106号
債務者　齊藤　春枝
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０３号
北海道苫小牧市若草町５丁目５番３－101号
債務者　橋本　真澄
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第１１５号
北海道苫小牧市大成町１丁目１番１－505号
債務者　酒井　　論
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第１３３号
青森県八戸市大字新井田字長塚20番地１
債務者　岡田　未来
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第８００号
仙台市泉区南光台南３丁目24番31号　セジュール南光台Ⅵ－101
債務者　北村　洋子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１０号
宮城県石巻市明神南14番地12　楠Ｉ101号
債務者　渡辺さゆり（旧姓只野）
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１１４号
宮城県石巻市水押３丁目２番６－２号
債務者　木村　光希
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第２７７号
茨城県水戸市新原１丁目23番71号　Ｔ’Ｓ１105号、前住所埼玉県上尾市中妻四丁目１番地３　ハイツツカサ201
債務者　渡辺　　潤
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２８５号
茨城県水戸市姫子１丁目809番地の８
債務者　白井　克美
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１１７号
茨城県牛久市栄町六丁目405番地（カオルハイツ102）
債務者　秋山　圭子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１１８号
茨城県龍ケ崎市小柴四丁目１番地２　北竜台アパート12棟103号室
債務者　渡部真美恵
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係